

萩市住宅改修資金助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存ストック活用による空き家の抑制、地域木材の利用の推進、子育て世帯及び三世代同居・近居への支援並びに地域経済の活性化を図るため、住宅の改修等の工事（以下「対象工事」という。）を実施する者に対し交付する萩市住宅改修資金助成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅の改修等 市内の既存の住宅の修繕、補修、模様替えのためなどの工事、その他市長が認める工事をいう。
- (2) 子育て世帯 補助金の交付を受けようとする年度の初日において18歳以下の子を養育する世帯又は妊娠中の者がいる世帯をいう。
- (3) 三世代 親子（子のうちの1人が、補助金の交付を受けようとする年度の初日において18歳以下である親子又は妊娠中の者をいう。以下同じ。）及び子の祖父母（祖父又は祖母のどちらか一方の場合を含む。）をいう。
- (4) 近居 親子と子の祖父母がそれぞれ同一小学校区内にある住宅に居住すること又はそれぞれの住宅の間の直線距離が2キロメートル以内にある住宅に居住することをいう。ただし、次号に規定する同居に当たる場合を除く。
- (5) 同居 親子と子の祖父母とが同一の住宅に居住することをいう。
- (6) 三世代同居・近居 市内において三世代で、新たに同居又は近居をすることをいう。
- (7) 空き家 新築後10年以上が経過した住宅であって、居住の用として使用がなされていない常態が1年以上経過したものをいう。
- (8) 地域産木材 萩市内で伐採された木材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、同一世帯の世帯員のうち補助対象者に該当す

る者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限る。

- (1) 市の住民基本台帳に登録されている者又は住宅の改修後当該住宅に居住し、市の住民基本台帳に登録される予定の者であること。
- (2) 対象工事を行う住宅の所有者で、現に居住している者又は補助金の交付決定後1年以内に対象工事を行う住宅に居住することが予定されている者（以下この条において「居住予定者」という。）であること。
- (3) 対象工事に係る住宅の所有者及び居住予定者（以下この条において「所有者等」という。）及び所有者等と同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象者の世帯の総所得金額の合計が、1,000万円未満であること。
- (5) 当該住宅の所有者又は当該住宅が、過去3年度間に当該補助金の交付及び萩市住まいの断熱化資金助成事業補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 当該住宅の所有者又は当該住宅が、過去5年度間に萩暮らし応援事業補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 所有者等及び所有者等と同一世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅の改修等の工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する対象工事とする。

- (1) 市内に本店又は契約締結権を有する営業所を所有する施工業者であって、市税を滞納していないもの（以下「施工業者」という。）による工事であること。
- (2) 対象工事の契約が、補助金の交付を受けようとする年度の初日以降に締結されたものであること。
- (3) 当該対象工事について、市の他の補助金（萩市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金を除く。）の交付を受けていないこと。
- (4) 空き家を取得して行う工事にあっては、次の要件を満たしたものであること。
 - ア 空き家の取得が、次条第1項の補助金交付申請の日（以下「申請日」という。）以前1年以内にされていること。
 - イ 取得した空き家が、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。）外に存すること。ただし、土砂災害対策改修により安全な構造となるものについては、この限りでない。

ウ 内外装の仕上げに地域産木材を 10 m²以上使用するものであること。

(5) 当該工事に要する経費の額が 10 万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。

(6) 申請日の属する年度の 2 月末日までに完了する工事であること。

2 補助対象工事は、次条第 3 項の規定による補助金の交付決定の前に着手してはならない。

（交付の申請及び交付決定）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、萩市住宅改修資金助成事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象工事の見積書の写し（詳細な数量が明記され、補助対象工事とその他の部分を分けたものに限る。）

(2) 付近見取図

(3) 補助対象工事の着手前の現場写真（住宅の全景及び改修箇所を撮影したものとする。）

(4) 施工業者の本店又は契約締結権を有する営業所が市内にあることを証する書類（個人の場合は、代表者の住民票の写し、法人の場合は、登記簿の写し等）

(5) 個人情報等確認同意書（別記第 2 号様式）

(6) 申立書（別記第 3 号様式）

(7) 加算の該当が分かる書類（個人情報等確認同意書にて確認出来るものは除く。）

(8) 住宅の位置が分かる書類（三世代近居を始めるために行う補助対象工事の場合に限る。）

(9) 空き家を取得して行う住宅の改修等にあつては、空き家の新築年及び取得年月日の確認できるもの並びに空き家であることの申立書（別記第 4 号様式）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、申請日の属する年度の 1 月末日までに行うものとする。

- 3 市長は第1項の申請があったときは、申請日の翌日から起算して14日以内に、申請書類の審査を行い、適当と認める場合にあっては、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、萩市住宅改修資金助成事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとし、適当と認められない場合にあっては、萩市住宅改修資金助成事業補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は、補助対象工事を実施する年度の予算の範囲内において行うものとし、補助対象工事に要する経費の一部を助成するものとする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、補助対象工事に要する経費の100分の10に相当する額（当該相当する額が10万円を超えるときは、10万円）とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合の補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる補助率を前項の補助率に加算し、及び当該各号に掲げる額を前項の上限額に加算して算定した額とする。ただし、加算後の補助率が100分の30を超えるときは、100分の30とし、加算後の上限額が50万円を超えるときは、50万円とする。

(1) 申請者が子育て世帯に属するもの又は三世帯同居・近居のための住宅の改修等であるものの場合 加算する補助率100分の10、上限額に加算する額20万円

(2) 空き家を取得し住宅の改修等を行う場合 加算する補助率100分の10、上限額に加算する額30万円

- 3 前項第2号に該当するものを除き、内外装等の仕上げに地域産木材（板材）を10㎡以上使用する場合は、当該仕上げに要する経費の100分の50に相当する額（当該相当する額が10万円を超えるときは10万円）を第1項及び前項（第2号を除く。）の規定により算定する補助金の交付額に加算する。ただし、当該加算して得た額が50万円を超えるときは、50万円を交付額とする。

- 4 補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（工事の内容の変更及び交付変更決定）

第 8 条 申請者は、第 5 条第 3 項の交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、萩市住宅改修資金助成事業補助金変更交付申請書（別記第 7 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し（詳細な数量が明記され、変更内容が分かるもの）
- (2) 補助対象工事の着手前の現場写真（敷地又は住宅の全景、工事の内容を変更する箇所を撮影したもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査し、第 5 条第 3 項の規定により通知した交付決定額を変更する必要があると認めるときは、萩市住宅改修資金助成事業補助金変更交付決定通知書（別記第 8 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 交付決定を受けた補助対象工事の内容を変更する工事は、前項の規定による補助金の変更交付決定の前に着手してはならない。

（工事の中止）

第 9 条 申請者は、第 5 条第 3 項の交付決定を受けた後、補助対象工事を中止しようとするときは、工事中止届（別記第 9 様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第 10 条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内に、工事完了報告書（別記第 10 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の代金の領収書の写し
- (2) 補助対象工事の完了後の現場写真（住宅の全景、改修等を行った箇所を撮影したもの）
- (3) 地域産木材の産地及び数量を証明する書類並びに使用箇所の写真（地域産木材を使用した場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第 11 条 市長は、前条の工事完了報告書の提出があったときは、提出書類の内容を審査し、及び現地検査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象工事の内容を適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、萩市住宅改修資金助成事業補助金交付確定通知書（別記第 1 1 号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の交付）

第 1 2 条 前条の確定通知を受けた申請者は、萩市住宅改修資金助成事業補助金交付請求書（別記第 1 2 号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該提出のあった日の翌日から起算して 1 4 日以内に、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、申請者が補助金の受領を施工業者に委任した場合で、市長に委任状（別記第 1 3 号様式）の提出があったときは、市長は、補助金を施工業者に交付することができる。

（居住開始の報告）

第 1 3 条 申請者が補助金の交付決定後 1 年以内に対象工事を行う住宅に居住することが予定されている者として補助金の交付決定を受けた場合であって、当該補助対象工事を行った住宅に居住を開始したときは、速やかに居住開始報告書（別記第 1 4 号様式）及び居住したことの個人情報等確同意書（別記第 1 5 号様式）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 4 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書及び提出書類の内容に偽りがあったとき。
 - (2) 補助金の交付決定後 1 年以内に補助対象工事を行った住宅に居住しないとき。
 - (3) 第 9 条の規定により工事中止届が提出されたとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不適切と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、萩市住宅改修資金助成事業補助金交付決定取消通知書（別記第 1 6 号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の取消しに係る補助金が既に申請者又は施工業者に交付されているときは、申請者に対し、萩市住宅改修資金助成事業補助金返還命令書（別記

第 17 号様式) により、補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。